

岐阜県公報

第二千七百九十六号
平成二十八年十一月四日

(金曜日)

目次

告示

道路の区域変更 (道路維持課) 七〇一
 道路の供用開始 (同) 七〇一
 保安林の指定施業要件の変更 (郡上農林事務所) 七〇二

労働委員会告示

労働委員会規則に基づく公示による通知 (労働委員会) 七〇二

公示

落札者等に関する公示 (管財課) 七〇三
 平成二十八年年度採石業務管理者試験合格者 (商工政策課) 七〇三
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 七〇四
 飛騨川地域森林計画の案の縦覧 (林政課) 七〇五
 木曾川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 七〇五
 揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 七〇五
 宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 七〇六
 長良川地域森林計画の変更案の縦覧 (同) 七〇六
 公共測量の実施 (用地課) 七〇六

告示

岐阜県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	白下川呂線	加茂郡白川町和泉字峠八四七番一地从先から同郡同町同字同八四七番三地从先まで	前 二・七 後 一・七	前 一八・七 後 一八・七	

岐阜県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
国道	古野 井上線	加茂郡八百津町和知字下渡三 番二地先から 同郡同町同字同一 番四地先まで	四・一	平成 二六・二・四	平成 二六・一・三

岐阜県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一（一） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
- （二） 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- （三） 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1） 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） その他の森林については、主伐は択伐とする。

- （3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二（一） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

- （二） 保安林として指定された目的
公衆の保健

（三） 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

労働委員会告示

岐阜県労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労働委員会規則」という。）第四十九条第一項及び第二項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

平成二十八年十一月四日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十一月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社 外一者

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン各務原（Aゾーン）

各務原市蘇原花園町一丁目二十一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

（変更後）東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十一月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社 外一者

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン各務原（Bゾーン）

各務原市蘇原花園町二丁目一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

（変更後）東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年十一月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社 外一者

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン各務原(Cゾーン)

各務原市蘇原花園町二丁目二十六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

(変更後) 東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

飛騨川地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所 縦覧期間

岐阜県林政部林政課
岐阜県可茂農林事務所林業課
岐阜県下呂農林事務所林業課

平成二八・一一・四から
同 二二・五まで

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	縦覧期間
岐阜県林政部林政課	平成二八・一一・四から 同 二二・五まで
岐阜県可茂農林事務所林業課	
岐阜県東濃農林事務所林業課 岐阜県恵那農林事務所林業課	

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県西濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課
縦覧期間	平成二八・一一・四から 一一・五まで

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県飛騨農林事務所林業課
縦覧期間	平成二八・一一・四から 一一・五まで

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県中濃農林事務所林業課 岐阜県郡上農林事務所林業課
縦覧期間	平成二八・一一・四から 一一・五まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十八年十月三十一日から
同 年十一月三十日まで
- 四 作業地域
可児市美里ヶ丘地区

平成二十八年十一月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社